

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百八条の規定に基づき、預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等を次のように定め、公布の日から適用する。平成十八年金融庁告示第三十二号（信用金庫法施行規則第十五条の五の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件）は、同日から廃止する。

平成十八年〇〇月〇〇日

金融庁長官 五味 廣文

（預金の受払事務の委託等）

第一条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百八条に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社
- 二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けた者であつて、かつ、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条の登録を受けた者その他これに準

ずる者

(委託先から除かれる主たる業務)

第二条 規則第百八条に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。